

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修

## 正案要綱

附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日の表記を「平成三十一年六月一日」から「令和元年六月一日」に改めること。

(附則第一条ただし書関係)